

2006



平成18年度  
独立行政法人土木研究所  
業務実績報告書



ごあいさつ

独立行政法人土木研究所

理事長 坂本 忠彦



平成18年4月、旧土木研究所と旧北海道開発土木研究所が統合、非公務員型独立行政法人へ移行し、新たな土木研究所としてスタートするとともに、第2期中期目標期間が開始となりました。

新たなスタートを切るにあたり、所として研究のあり方や方向性などについて幅広く議論をし、研究に対する基本的な考え方を整理した上で、研究所の理念および研究者の心構えを制定しました。

18年度は、研究所の統合1年目であることから、各種規程類、研究評価に関する要領等の統合・改正、研究連携の推進等に努めました。特に研究連携に関しては、設立背景・歴史などが異なる2つの研究所の統合の効果が発揮できるよう、つくば中央研究所（旧土木研究所）と寒地土木研究所（旧北海道開発土木研究所）の間で積極的に展開することとし、データやノウハウの交換だけでなく役割分担を行っての研究の実施等を行いました。今後とも、これらの取り組みを引き続き発展させていくこととしております。

研究活動に関しては、17の重点プロジェクト研究に着手するとともに、将来に向けた研究開発へ対応するため、スケールの大きな研究や研究方針研究の創設など益々の充実を図りました。

この業務実績報告書は、上述の研究活動だけでなく成果普及・技術指導・運営に関する18年度の土木研究所の活動状況を取りまとめたものです。1年間の活動状況について、具体的な数値や図表で示したほか、活動内容等についてコラムとして取り上げ紹介しております。この報告書によって土木研究所の現状について皆様方にご理解頂き、ご意見を賜りましたら幸いです。

なお、新たな組織体制のもとでも、広く我が国の社会資本整備の進展に寄与すべく、社会的ニーズに対応した研究開発と成果の普及に努めて参りたいと考えておりますので、引き続き皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

ご意見の送付先：土木研究所 企画部 研究企画課

e-mail：kikaku@pwri.go.jp

Fax：029（879）6752

【参考】

○ 独立行政法人通則法（平成17年法律第113号）第32条

独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

○ 農林水産省・国土交通省令第3号第5条

研究所は、通則法第32条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について独立行政法人評価委員会の評価を受けようとするときは、当該事業年度の年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を、当該事業年度の終了後3月以内に、国土交通省の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。